

特定経営承継準備関連保証制度の創設について

(平成 30 年 7 月 9 日～)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正により、「特定経営承継準備関連保証」が創設されました。この保証は、後継者の確保困難等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継にともない、承継する**事業を営んでいない個人**が当該承継に不可欠な株式等や事業資産等の譲受けを行うために生じる費用の調達を支援いたします。概要は以下のとおりです。

○特定経営承継準備関連保証の概要

- | | |
|----------|--|
| 1. 保証対象者 | 経済産業大臣(都道府県知事)の認定を受けた 事業を営んでいない個人 |
| 2. 対象資金 | 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等取得資金等 |
| 3. 貸付限度額 | 最大 2 億 8 千万円 *一般関係保険の限度額に含まれます。 |
| 4. 保証期間 | 運転資金 10 年、設備・運転設備資金 15 年以内 (ともに据置期間 1 年以内を含む) |
| 5. 責任共有 | 責任共有対象 |
| 6. 保証料率 | 責任共有対象の一般保証の保証料率の「5」区分を適用する。 |
| 7. 貸付利率 | 金融機関所定の利率 |
| 8. 必要書類 | 通常信用保証申込書類のほか、都道府県知事の認定書 (申請書写しを含む) の写し及び認定申請の提出書類一式の写しの添付が必要です |
| 9. その他 | <ul style="list-style-type: none">・取引金融機関を経由しての保証申込となります。・担当窓口は経営支援部経営支援課です。・当該保証付融資の実行前に申込人が法人代表者に就任した場合又は開業届の提出を行った場合、「事業を営んでいない個人」の資格要件を満たさなくなりますのでご注意ください。 |

参考：中小企業庁の財務サポート「事業承継」

中小企業庁サイト：財務サポート「事業承継」ページ

→ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>